これらの規定は、合衆国法典第19編関税第４章1930年関税法に収録されているが、

1930年関税法の一部にはなっていない。

2014年農業法

(公法113–79, 第7編、第12309条⒜、2014年2月7日, 128 Stat. 991.)

第12309条　実際には合衆国において栽培されていないのに、合衆国において栽培されているとされる農産物

⒜　CBPへの技術的支援

農務長官は、合衆国において栽培されているとされる農産物であって、実際には合衆国において栽培されていないものの確認に関する技術援助を合衆国税関国境保護局に提供しなければならない。

(19 U.S.C. 1304a)

1950年財務省及び郵政省支出権限法

(1949年６月30日付法律、公法第150号286章)

　　　　　　　　　　　　　　　　還付金、関税払戻金

関税の徴収金、収納金の還付若しくは支払い並びに戻税証明書の元本返済又は法律により認められるところに従って行われる関税の払戻し、奨励金及び割引金の支払いに今後必要なものについて支出が認められる。

(19 U.S.C 1313a)

1934年８月20日付法律

プエルトリコに輸入されるコーヒーに関税を導入するために1930年５月５日に総督により承認されたプエルトリコ議会の合同決議第59号を承認するための法律

合衆国議会の上院及び下院によって制定される。1930年５月５日に総督により承認されたプエルトリコ議会の合同決議第59号及び1931年５月５日にプエルトリコに総督により承認された法律第77号(1934年４月９日にプエルトリコ総督により承認された法律第７号により改正）により課された租税及び関税(合衆国のすべての州、準州、特別区若しくは領土又は合衆国の管轄権に属するその他の場所からプエルトリコに持ち込まれたコーヒーに対して課された当該租税及び関税を含む。）は法律化され、追認される。また、プエルトリコ議会による当該措置に基づき、また、これらのいずれかの権限による租税及び関税の徴収(すべての州、準州、特別区若しくは領土又は合衆国の管轄権に属するその他の場所からプエルトリコに持ち込まれたコーヒーに対して課された、当該租税及び関税を含む。）は、これらが議会の先の法律により承認され、かつ指示されていたかの如く、その一切の意図及び目的に則って法律化され、追認され又は確認される。

(19 U.S.C 1319a)

1940年７月１日付法律

合衆国とカナダとの間に1938年11月17日に締結された貿易協定におけるべイスギ屋根板の権利を保留するための法律

合衆国議会の上院及び下院によって制定される。⒜　合衆国国際貿易委員会は、1939年末以降速やかに、及びその後毎年、合衆国の生産者によるべイスギ屋根板の出荷数量及び、合衆国内の消費用に申告され又保税倉庫から倉出しされたべイスギ輸入屋根板の輸入数量について、当該調査の直前の３年間の期間中における数量を確認するため調査を実施するよう指示されている。

⒝　委員会は、⒜に規定する調査により1938年以降の歴年において合衆国内の消費用に申告され又保税倉庫から倉出しされた数量が、当該調査によって確認された数量の当該年における合算数量の30％を超えたことを発見したときは、その旨を大統領に報告しなければならない。大統領は、委員会の報告を承認したときは、その旨を布告し、当該布告が連邦官報に掲載された日の翌日以降、1930年関税法第350条の規定により締結された貿易協定が存在するときは、べイスギ屋根板の合衆国への輸入について当該布告は効力を発する。この場合、消費のために輸入又は保税倉庫から引き取られたべイスギの歴年における数量がその年以前の３歴年の期間に、生産者により合衆国向けに出荷された当該屋根板の数量と消費用に輸入若しくは保税倉庫から引き取られた当該屋根板の数量の合計が年間平均数量の30％を越えたときは、当該消費用に輸入されたべイスギに対して関税が課される。当該関税率は、100平方フィート当たり25セントとする。この条の規定により課される関税は、関税の税収に係る法律の一切の規定の運用上、1930年関税法により課される関税として取り扱われ、また、この関税の適用前に消費用として輸入された屋根板には適用されない。

⒞　この条の規定により課される関税の免除条件となるべイスギの数量は、委員会により毎四半期ごとに確認され、財務長官に報告される。

(19U.S.C1332a)

1962年関税分類法

第401条(19 U.S.C. 1351note)

⒜　キューバは、ここに1951年通商拡大法第５条(19 U.S.C. 1362、世界共産主義運動によって管理させる外国政府又は外国組織によって支配又は管理される国及び地域からの輸入に関する)に規定する国と宣言される。次の産品は、1930年関税法第350条の授権に基づき締結されたいかなる通商協定に含まれる状況の利益を否認される。

⑴　キューバで生育、生産又は加工され、及び

⑵　この法律の制定の日以後に輸入された

⒝　⒜の規定は、キューバ以外で生育、生産又は加工された産品の関税率又は関税若しくは内国消費税の取扱に影響を及ぼすことはない。

⒞ ⒜の規定は、キューバはもはや世界共産主義運動によって管理させる外国政府又は外国組織によって支配又は管理されていないと決定したと大統領が布告した日以後は、適用しない。

⒟　1902年12月11日にキューバとの間で締結された条約の実施に関する、1903年12月17日の法律(19 U.S.C. 124,125)及び1930年関税法第316条(19 U.S.C.1316)は、⒜の規定が適用されている間、適用しない。

1934年６月12日に承認された1930年関税法を改正する法律ｱ28

(1934年６月12日貿易協定法）

第２条(19U.S.C§1352)

⒜　1930年関税法パラグラフ369⒞、パラグラフ402後段及びパラグラフ371、パラグラフ401、パラグラフ1650、パラグラフ1687及びパラグラフ1803を削る。1930年関税法第336条の規定は、この法律、1962年通商拡大法若しくは1974年通商法に基づき締結された外国との貿易協定又はこれらの協定の規定により締結された外国との貿易協定の対象である合衆国へ輸入された物品については適用されない。1930年関税法第311条第３段の規定は、この法律又は1962年通商拡大法若しくは1974年通商法により締結されたすべての協定において、合衆国で生産された小麦に対する当該協定を締結した国により、その他の国において生産された同様の小麦に対して課される最低の関税率である優遇された関税率を保証された場合に限り適用する。また、当該協定が締結された国に輸出するために、小麦粉を保税製造倉庫から引き取ったときは、その使用された小麦について、当該保証された優遇関税と同等の関税額を課税、徴収及び支払わなければならない。

⒝　この法律により締結されたすべての外国貿易協定は、当該協定が発効した日から３年の期間を終了する時において、当該外国政府に対して、正式な通知により終結しなければならない。また、当該終結時点において終了しない場合には、その後６月以内に事前通知を行うことにより終結する。

⒞　第１条に基づく外国貿易協定を締結する大統領の権限は、1958年６月30日に終結する。

第３条(19U.S.C§1353)

この法律のすべての条項も、合衆国に対する外国の債務を、その形態の如何を問わず取消し又は減額する権限を与えるものと解釈してはならない。

第４条(19U.S.C§1354)

この法律の規定により外国政府又はその仲介者と外国貿易協定を締結するに先立ち、当該外国政府又は仲介者と協定の交渉を行う意図をついて然るべき公示しなければならない。当該公示は、すべての利害関係者が、大統領が制定することができる諸規則により大統領又は大統領が指定する官庁に対して、その意見を提示する機会を与えなければならない。また、当該協定の締結に先立ち大統領は、国際貿易委員会に対し、1951年貿易協定拡大法第３条に規定する調査及び報告を行うよう求めるべきものとし、また、当該協定に関連して、国務省、農業省、商務省及び国防省並びに大統領が適切と判断するその他の省庁等から情報及び助言を求めるものとする。

1980年国際コーヒー協定法

第１条 この法律は、1980年国際コーヒー協定法と引用することができる。

1983年国際コーヒー協定に基づくコーヒーの輸入；大統領の権限及び義務

第２条 (19U.S.C§1356k)1983年国際コーヒー協定への加盟以降、1989年10月１日までの間において、大統領は当該協定の規定を遂行し、及び強制的に実施するため、次の行為を行う権限を有する。

⑴　コーヒーを消費のためにエントリー、消費のために保税倉庫からの倉出し、輸送若しくは輸出のためのその他の形態のエントリー又は倉出し(協定により数量割当が実施されている場合を含む。）を次の通り管理すること。国際コーヒー協定の非加盟国から輸入されたコーヒーのエントリー、又は倉庫からの倉出しの規制。

⑵　この協定の規定により国際コーヒー協定加盟国から船積みされたコーヒーのうち、権限を有する官庁により発行された有効な原産地証明書、再輸出証明書、再船積証明書又は通過証明書のいずれかが添付されていないときのエントリーの禁止協定の規定により合衆国から輸出若しくは再輸出されるコーヒーについて、大統領が指定した合衆国の権限を有する官庁が発行した有効な原産地証明書又は再輸出証明書を添付させること

⑶　記録、統計資料及びその他の情報、資料を保管させ、並びにコーヒーの輸入、流通、価格及び消費に関する報告書を必要に応じてその都度、提出させること

⑷　協定に基づく合衆国の義務を履行するため、大統領が必要又は適当と認めるその他の措置を講じ、諸規則を制定し、強制的に実施させること

コーヒーの定義

第３条(19U.S.C§1356l)第２条から第５条において、「コーヒー」とは、1983年国際コーヒー協定第３条に規定するコーヒーをいう。

1951年通商協定延長法

第３条(19U.S.C§1360)

⒜　大統領は、1930年関税法第350条による外国通商協定に関する交渉に先立ち、合衆国国際貿易委員会(以下、この法律において「委員会」という。）に対し、関税及びその他の輸入規制の考えられる修正、追加の輸入規制の制定又は現行の関税若しくは課税措置の継続を検討すべき合衆国に輸入されるすべて物品のリストを提出しなければならない。委員会は、当該リストを受領した後、それぞれの物品について調査を行い、また、大統領に対して次の委員会の調査判明事項を報告しなければならない。同様の物品若しくは直接競合する物品を製造中の国内産業に対して重大な損害をもたらし、又は与える恐れを起こすことなく、当該条項の目的を達成するため、当該修正、賦課若しくは継続を行うべき限度。関税の引上げ若しくは追加の輸入規制が、同様の物品又は直接競合する物品を製造中の国内産業に対して深刻な損害を与えることを回避するために必要があるときは、その必要とされる関税の最低の引上げ若しくは最低の追加の輸入規制。委員会は、大統領に提出すべき報告書を当該リストを受領後６月以内に作成しなければならない。すべての外国通商協定は、委員会が大統領宛の報告書を作成するまで又は当該６月の期間が満了するまでは、調印してはならない。

⒝⑴　この条による調査の過程において、委員会は、聴聞会の開催、その然るべき告示、利害関係者に対して聴聞会への出席、証拠物件の提出又は質疑を受ける然るべき機会を与えなければならない。当該調査の過程において、委員会が関税の譲許が行われているこのリストのいずれかの品目に関し、同様の物品又は直接に競合する物品を製造中の国内産業に対して深刻な損害を与えることを回避するために、関税の引上げ又は追加の輸入規制が必要であると決定したときは、委員会は、本法第７条の規定による当該物品に関する調査を速やかに開始しなければならない。

⑵　当該調査において、委員会は、実務的に可能な限り、他の要因を除外することなく、当該調査に先立つ最新の歴年中に合衆国向け輸出として販売された外国産の物品の原産地別の平均インボイス価格(合衆国法典第31編第5151条の規定による合衆国通貨に換算された価格。）及びその同様な国産の物品又は直接競合する国産の物品が合衆国の主要な市場において卸売販売された平均価格を確認しなければならない。委員会は、実務的に可能な限りにおいて、当該リストのそれらの物品について、同様の物品又は直接競合する物品を製造中の国内産業に対して重大な損害を与えることなく輸入できる年間の最大輸入増加量を予測しなければならない。委員会は、関係省庁に対し、当該物品の外国の主要な供給国の手持ちの価格及びその他の経済的データを参考のために提出するよう要求することができる。

第４条(19U.S.C§1361)

⒜　大統領は、1930年関税法第350条による外国通商協定の締結後30日以内に、議会に対し、当該協定の写し及び制限若しくは最低の要交が履行されなかった物品を正確に明記し、当該物品に関して大統領が措置をとった理由を記載した書類とともに提出すべきものとする。この場合、当該通商協定は発効し次第、関税の修正を行い、又はその他の輸入規則、追加の輸入規制の実施又は現行の関税若しくは関税の取扱いの継続は、第２条により国際貿易委員会が同様の物品、又は直接競合する物品を製造中の国内産業に対して重大な損害を与え若しくは与える恐れをもたらすことなく許容し得るものと考え、かつ報告した限度を越えることとなるものをいつ、又は当該損害を回避するために必要な関税の最低の引上げを求め、又は最低の追加の輸入制限を行うことができない。

上院若しくは下院又はその両方が当該取引が行われる時において開会されていないときは、当該協定若しくは書類は、その場合に応じて上院事務局長若しくは下院事務局長又はその両方に対して提出しなければならない。

⒝　大統領が当該外国通商協定を議会に提出後速やかに、委員会は、下院歳入委員会及び上院財務委員会に対し、限度額又最低の要件が充足されない物品を取り扱った、大統領に対する報告書の写しを提出すべきものとする。

第10条(19U.S.C§1366)

この法律の制定は、関税及び貿易に関する一般協定の議会による承認若しくは不承認を

決定又は指摘するものと解釈してはならない。

2002年通商法

第343条　貨物及びその他の改善された税関報告手続のための必須の高度な電子情報。

⒜ 貨物情報

⑴　一般

(A) ⑵及び⑶に従うことを条件として、長官は、貨物の到着又は出発前に合衆国に持ち込まれる又は合衆国から送られる貨物に係る情報を、電子データ交換システムを介して関税庁に送信することを規定する規則を公布する権限を有する。

(B) 長官は、2003年10月1日までに (A) に基づく最初の規則を公布しなければならない。

⑵　要求される情報

⑶に規定する諸条件に基づき⑴の規定により公布される規則により必要とされる積荷に関する情報は、税関が執行し、及び管理する法令により積荷の安全及びセキュリティを確保するために合理的に必要と判断する積荷に関する情報とする。長官は、⑴に従って取得した積荷情報を、適切な連邦政府部局に提供しなければならない。

⑶　条件

⑴の規定に基づく規則の制定に当たっては、長官は、次の条件に従わなければならない。

(A) 長官は、関係者の中から特に輸入者、輸出者、運送業者、通関業者及び貨物取扱人を含む、規則により影響を受ける可能性のある広範な関係者から意見を求め、それらの者と協議する。

(B) 一般に、特定の情報を提供するという要件は、その情報について直接の知識を有する可能性が最も高い当事者に課されるものとする。当該情報について直接の知識を有する当事者からの情報を要求することが実行可能でない場合は、規則は、通常の商慣行に基づいて、当該要求が課される当事者が情報をどのように取得するか、及び当該当事者が当該情報を検証することができるか否か及びその方法を考慮する。情報が要件を課す当事者によって合理的に立証可能でない場合は、規則は、その当事者が合理的に真実であると信じるものに基づいて情報を伝達することを許可する。

(C) 長官は、特定の情報を提供するための要件が課されている当事者間の競争関係の存在を考慮しなければならない。

(D) 規則が貨物輸送事業者に要件を課す場合には、商業慣行、業務特性及び電子的に情報を収集し送信する技術的能力の相違を含め、輸送手段の相違の相違を考慮に入れなければならない。

(E) 規則は、当事者が適時にデータを送信し、税関がデータを受領し、分析するために必要な技術が利用可能である程度を考慮に入れる。長官が、規則の公布後までに、必要な技術が特定の交通手段又は他の影響を受ける者に広く利用可能ではないと決定する場合は、規則は、公布時に利用可能な技術に適切な暫定要件を規定する。

(F) 規則に基づいて収集された情報は、専ら貨物の安全及び保安の確保、密輸の防止及び商業上のリスク評価のために使用されなければならず、また、商品の通関の決定を含むいかなる商業上の執行目的にも使用されてはならない。前文に拘らず、本条の如何なる規定も、1930年関税法第4章又はこれに基づいて公布された規則を修正、廃止又はその他の変更するものとしてはならない。

(G) 規則は、1930年関税法第431条(19U.S.C. 1431）に従って収集され、同法第431条⒞に従って公開のために利用可能であることが要求される積荷目録情報を除き、当該規則に従って関税庁に提供される事業所有権その他の秘密の積荷情報のプライバシーを保護する。

(H) 長官は、情報の送付時期を決定するに当たっては、商取引の流れに対する影響と貨物の安全及び保安に対する影響との間で均衡を図るものとする。貨物輸送事業者に課せられる要件に関しては、情報の送付の時期は、 (D) に規定する輸送手段の差異を考慮する。

(I) 実行可能な場合は、規則は、相互に冗長な又は法律の他の規定の要件と冗長な要件を課すことを回避しなければならない。

(J) 長官は、規則の公布と規則の発効日との間に移行期間を設けることが適切であるか否かを決定し、適切な場合は、規則において当該移行期間を定める。長官は、影響を受ける当事者の異なるクラスに対して異なる移行期間が適切であると決定することができる。

(K)(i) 長官は、郵便事業による国際郵便物の発送のために、合衆国郵政公社に対して⑴及び⑵に規定する情報を合衆国税関国境保護局官に送付することを求める規則(民間の運送業者により運送される外国の郵便事業者から郵政公社への輸送を含む。)を、本項の要件に合致して定めるものとする。

(ii) 長官は、 (i) に基づく規則を定めるに当たり、 (A) から (J) までに規定するパラメータを考慮して、 (i) に記載する郵便による積荷について、 ⑴及び⑵に規定する情報を局長に送信するための要件であって、類似の郵便以外の積荷に課される当該情報の送信のための要件に相当するものを課すものとする。

(iii) (i) に規定する規則は、 (H) に適合するように、当該輸送に関連してできる限り速やかに、当該運搬に関して ⑴及び⑵に規定する情報情報の伝達を要求する。

(iv) (i) に基づいて定められた規則は、(i) に記載された郵送について、⑴及び⑵に規定する情報を局長に伝達するための要件が、該当する場合は、次により段階的に実施されることを認めなければならない。

(I) 情報を局長に伝達しなければならないそのような運搬の割合を増加させるための追加的な目標を設定すること;および

(II) 次のことを考慮する

(aa) 当該出荷のリスク;

(bb) 特定の国によって、または、を通じて米国に送られる郵便の量;および

(cc) 外国の郵便事業者がその情報を郵政公社に提供する能力。

(v) (I) (iv)の規定にかかわらず、郵政公社は、2018年12月31日までに、 (i) に定めるところにより中華人民共和国からの郵便物の100%を含む郵便物の総数の70%以上について、 ⑴及び⑵に規定する情報を局長に伝達するよう手配しなければならない。

(II) (I) の要件が満たされていない場合は、合衆国会計検査院長官は、2019年6月30日までに報告書を適当な議会の委員会に提出しなければならない。

(aa) 要件未達の理由の評価;および

(bb) ⑴及び⑵に規定する情報の郵政公社による収集を改善するための勧告を特定すること。

(vi) (I) (iv)の規定にかかわらず、郵政公社は、2020年12月31日までに、(i)に規定する郵便物の総数の100%について、⑴及び⑵に規定する情報を局長に伝達するよう手配しなければならない。

(II) 局長は、郵政公社総裁と協議して、その国について、局長が次のことを決定する場合は、(i) に記載されている郵送情報を送付する国を、(I) に記載されている要件から除外することを決定することができる。その国は、局長が次のことを決定すること

(aa) そのような情報を収集し伝達する能力を持たない

(bb) 米国の関連法規に違反する郵便物の輸送リスクが低いことを示している

(cc) これは、代替手段を介して、関連する米国の法律および規制を遵守しているかどうかを効果的に検査することができる少量の郵便出荷のためのアカウントである。

(III) 局長は、少なくとも毎年、国を (I) に記載する要件から除外するために(II)に基づいて行われた決定を再評価しなければならない。ある国が(II)に基づく要件をもはや満たさないと局長が決定した場合はいつでも、局長は、(I) に記載する要件からその国を更に除外することはできない。

(IV) 局長は、毎年、適切な議会委員会に次のことを提出しなければならない。

(aa) (I) に記載する要件から当該国を除外する旨の(II)に基づく決定を局長が行った国の一覧

(bb) 当該国に関する当該決定の裏付けとなる情報。

(vii) (I) 郵政公社総裁は、2020年12月31日以後に受領した積荷であって、 ⑴及び⑵に規定する情報がこのサブパラグラフに基づいて必要とされるように送信されなかったものについては、(II)に規定する場合を除き、局長と協議の上、これを拒絶しなければならない。

(II) (I) による輸送の拒絶に代えて救済措置が正当化される場合は、郵政公社総裁及び局長は、当該輸送に関し、廃棄、差押、管理下引渡しその他の法執行のための措置、又は当該輸送に関して⑴及び⑵に規定する情報を提供しなかったことの訂正を含む救済措置をとらなければならない。

(viii) このサブパラグラフのいかなる規定も、民間事業者又は他の適当な者からの国際郵便の発送に関する情報を入手する長官の権限を制限するものと解してはならない。

(ix) この⒝において、「適切な議会委員会」とは、次のものをいう。

(I) 上院財政委員会、国土保安・政府問題委員会

(II) 下院歳入委員会、監視・政府改革委員会、国土保安委員会。

(L) 長官は、この条に基づく最終規則の公布の15日前までに、次に掲げる報告書を上院財政委員会及び科学運輸委員会並びに下院歳入委員会及び国土交通委員会に送付しなければならない。

(i) 規則案

(ii) 提案された規則の中の特定の要件が貨物の安全とセキュリティのニーズをどのように満たすかの説明

(iii) 提案された規制が影響を受ける当事者の商慣行にどのように影響すると長官が予想するかの説明

(iv) 規制案が利害関係者から受け取った特定のコメントにどのように対処しているかの説明

(v) このサブパラグラフに従って委員会に送付された後に、提案された規則を修正すると長官が決定した場合、長官は、最終規則の公布の5日前までに、修正された規則を当該委員会に送付するものとする。

⑷　データの送信

国土安全保障長官は、⑵に基づき、このパラフラフの制定の日の後1年以内に、財務長官と協議の上、電子データ交換システムを確立する。このシステムにより、米国税関国境保護局は、米国税関国境保護局が⑴に従って採択された規則に基づき電子的に取得した課税燃料(1986年内国歳入法第4083条に定義されているもの)の貨物に係る情報を、内国歳入庁に送信する。この目的のためには、のパラフラフの制定の日の後1年以内から1年以内に、当該課税燃料(そのように定義された)に必要な積荷情報のすべての報告者は、当該電子データ交換システムを通じて米国税関国境保護局に当該情報を提供しなければならない。

⑸　能力開発

(A) 一般

長官は、国務長官の同意を得て、郵政公社総裁及び適当な場合には他の連邦政府機関の長と協力して、次に関する外国郵便事業者の能力を向上させるための技術的支援、設備、技術及び訓練を提供することができる。

(i) (3)(K) により要求される情報の収集及び提供

(ii) その他の方法で次に関する郵便物の発送に関する情報を収集、提供。

(I) テロ;

(II) 米国への輸入・導入が禁止・制限されている物質 (規制物質を含む)

(III) 長官が適切と判断するその他の懸念。

(B) 設備・技術の提供

(A) の規定に基づく設備及び技術の提供に関し、長官は、償還の対象とならない貸付又は設備及び技術の所有権の移転を含め、長官が定める条件に基づいて、当該設備及び技術の貸与、貸与、提供その他の援助を行うことができる。

.

⒝　[1930年関税法の改正規定]

⒞　長官

この条の適用において、「長官」とは、財務長官をいう。⒜⑴により要求される規則が公布された時点で、関税庁が財務省に所属しなくなった場合は、財務省長官は、関税庁が所在所属する省の長官と共同して、⒜に基づく権限を行使する。

1978年税関改革簡素化法

第215条(19U.S.C§1496a)

法律に別段の規定がある場合を除き、海外から合衆国に帰国したすべての個人は、次の資格を有しない。

⑴　通関手続を行うことなく関税を免除の上、その旅行用荷物及び手回品を合衆国に持ち込むこと

⑵　その旅行用荷物及び手回品について、税関における特別に早い検査並びに通関手続を受けること

⑵の規定は、特別の状況にある旅行者(重病者又は虚弱者、天災及び災害等の知らせにより呼び寄せられた者並びに死亡した親族の遺体を同伴している者を含む。）に対しては適用しない。この条の適用において、「旅行用荷物及び手回品」とは、当該個人が乗船中保有していた物品で、同人の個人用又は家庭用として携行し、同人の到着に伴い輸入した物品をいう。この用語には、他の者への贈物、売却のため又はその他の商業用に供するために輸入された物品を含まない。

1936年７月19日付法律

合衆国議会の上院及び下院によって制定される。財務長官は、輸入した貨物の輸送を保税運送業者が行うことを要求する法律及び規則の規定にかかわらず、商業のためになると認める場合、保税貨物運送者又は保税はしけ船夫が、通関手続又は税関検査の終了した貨物を、第10関税徴収区(ニューヨーク）に含まれるニューヨーク、ニューアーク及びパースアンボーイの港の間で輸送することを許可する権限を有する。ただし、この決定は、関係する港の関港としての権利及び特権を奪うものとして解釈してはならない。

(19 U.S.C 1551a)

公法103-272、1994年７月５日

患者及び地域支援法

第8006条　不法麻薬検出の技術開発

⒜　一般

郵政公社総裁及び米国税関国境保護庁長官は、他の機関の長と適切に連携しつつ、合衆国にに郵送で持ち込まれる不法なフェンタニルその他の合成オピオイド並びにその他の麻薬及び向精神薬を検出するための技術を特定し、開発するために協力しなければならない。

⒝　民間の団体へのアウトリーチ

郵政公社総裁及び局長は、合衆国に持ち込まれる不法なフェンタニルその他の合成オピオイド並びにその他の麻薬及び向精神薬の検出に関連する技術革新の分野を特定するための技術の現状に関する情報を収集するために、民間の団体にアウトリーチを行う。

(19 U.S.C. 1583a)

第8008条　到着、報告、通関及び通関要件違反並びに虚偽又はマニフェストの不足に関する報告。

⒜　一般

合衆国税関国境保護局長は、前年に発生した（第8007条により改正後の）1930年関税法第436条(19U.S.C.第1436条)及び同法第584条(19U.S.C.第1584条)の各違反に関して⒝ に規定する情報を含む年次報告を、適切な議会委員会に提出しなければならない。

⒝　情報説明

このサブセクションに規定する情報は次のとおりとする。

⑴ 違反者の氏名及び住所。

⑵ コミットされた特定の違反。

⑶ 品目の輸送に使用された通関の場所又は港。

⑷ 押収した物品の目録。これには、押収した物品及び数量の明細を含む。

⑸ アイテムの発生元の場所。

⑹ 場所又は入港地ごとに組織された逮捕又は押収に責任のある機関。

⑺ 合衆国税関国境保護局によって査定された制裁金の額。違反者の名前、場所又は入国港によって分類される。

⑻ 合衆国税関国境保護局が科すことができた制裁金の額。違反者の名前、場所又は入国港で分類されます。

⑼ 違反者の名称、所在地又は入国港ごとに編成された、より低い罰則を交渉する根拠。

⒞　適切な議会委員会の定義

この条では、「適切な議会委員会」とは、次のものをいう。

⑴　上院財政委員会、国土保安・政府問題委員会

⑵　下院歳入委員会、監視・政府改革委員会、国土保安委員会

運輸に関連する一般的かつ恒常的な法律を、合衆国法典第49編運輸サブタイトルⅡ、Ⅲ及びⅤからⅩとして、実質的変更なしに修正、番号付け及び採択し、並びに法典に他の技術的改善を行う法律

開港

第２条(19 U.S.C. 1644a)

⒜ 合衆国法典第49編第40102条⒜における定義は、この条に適用する。

⒝⑴ 財務長官は、次の事項を行うことができる。

(A) 合衆国以外の場所から合衆国に到着する民間航空機及びその航空機により輸送される財産のため、合衆国における開港を指定すること

(B) 長官が指名する合衆国関税庁職員及び雇員を開港に派遣すること

(C) 開港に配置された合衆国政府職員又は雇員に(その職員又は雇員を管轄する政府の省庁、機関、代行機関の長の同意を得て）関税庁職員又は雇員の義務及び権限を与えること

(D) 規則により、長官が認める範囲及び条件において関税法の実行に関する法律及び規則を民間航空に適用すること

(E) 規則により、長官が認める範囲及び条件において船舶の入出港手続に関する法律及び規則を民間航空機に適用すること

⑵　このサブセクションの⑴(A)から(D)までの規定に基づき定められた税関規則に違反する者若しくは⑴(A)から(D) までの規定に基づき定められた規則により航空機に適用される公共衛生又は関税に関する法律又は規則に違反する者は、その各違反について5,000ドルの制裁金を課する。違反に関係する航空機は、関税法により差押え、没収することができる。財務長官は、この号による制裁金及び没収を免除又は軽減することができる。

⑶　このサブセクションの(1)(E)に定める規則若しくは(1)(E)に定める入国移住関係の規則に違反する者は、その各違反について5,000ドルの制裁金を課する。財務長官又は司法長官は、この号による制裁金を免除又は軽減することができる。

⑷　1930年関税法第584条(合衆国法典第19編第1584条）に規定する規制物資が、この項において適用する航空機で発見され、又はその航空機から卸されたことが発覚した時に航空機の所有者若しくは指揮する個人は、他の制裁金に加え、その違反について、ｱ7F第584条に規定する制裁金を課する。ただし、その所有者又は個人が規制物資が航空機上にあることを知らなかったこと、及び最大の努力を払っても知り得なかったことを優位な証拠によって実証する場合はその限りではない。

⑸ このサブセクションに規定する違反が航空機の所有者若しくは運航者又は航空機を指揮する個人によるときは、航空機は、制裁金のための先取特権の対象となる。

⒞⑴ 農務長官は、動物及び植物検疫に関する法律及び規則(動物、植物、動物製品、植物製品、昆虫、細菌及び真菌の培養菌、ビールス、血清の輸入、輸出、輸送及び検疫に関する法律及び規則を含む。）を、長官が認める範囲及び条件において規則により民間航空に適用することができる。

⑵このサブセクションに基づき適用される法律又は規則に違反する者は、その法律又は規則に定められた制裁金を課する。

⒟ この条による制裁金を免除又は軽減する決定は、最終的なものとする。制裁金を免除又は軽減する訴訟手続の際に正式な申立書による訴訟が係争中のときは、担当長官が司法長官に免除又は軽減の訴訟手続について通知するものとする。

⒠⑴ この条による先取特権の対象となる航空機は、担当長官又は司法長官が定めた規則により権限を与えられた者が、略式の差押及び管理することができる。この件に関する報告は、司法長官に送付しなければならない。司法長官は、先取特権を執行するため対物民事訴訟を直ちに提訴するか、又は提訴しないことを担当長官に通知しなければならない。

⑵この条により差し押えられた航空機は、次に該当するときは管理から解除されなければならない。

(A) 免除若しくは軽減されていない制裁金又は金額が支払われる場合

(B) 対物民事訴訟において、先取特権を執行するために裁判所の令状に基づき航空機が差し押さえられる場合

(C) 司法長官がこのサブセクションのにより民事訴訟が提訴されないことを通知する場合

(D) 免除若しくは軽減されない罰金又は金額の支払いを条件とした担当長官又は司法長官が定める金額及び保証が、担当長官又は司法長官に供託される場合

⒡ この条に基づく民事の罰金は、罰金を支払うべき者に対する民事訴訟、罰金のための留置権の対象となる航空機に対する対物民事訴訟又はその両方を起こすことによって徴収することができる。その訴訟は、対物民事訴訟における航空機が差押する場所にかかわりなく、海事法の民事訴訟と同様の形式とする。ただし、論議の対象となる物の価値が20ドルを超える場合、当事者は、事実問題の争点について陪審による審理を求めることができる。陪審が審理した事実問題の争点は、慣習法の規定に基づいてのみ再審理することができる。

⒢ 政府の省庁、機関、代行機関の長が検査、通関、税金及び関税の徴収又は航空輸送業での乗客若しくは財産の輸送に類似する自らの責任の実行のために、公共空港(第49編第47102条の定義によるもの。）において区域が必要と判断した場合、当該長がその区域を獲得するため、必要な予算を計上することができる。当該長は、区域について判断する前に、運輸長官と協議しなければならない。

税関執行に関連する規定

1988年合衆国カナダ自由貿易協定実施法

第205条　執行

⒜　原産地証明書

⑴　カナダに輸出される商品が1988年米国・カナダ自由貿易協定実施法第202条に基づく原産地規則を満たしていることを書面で証明する者は、税関職員の請求により、当該証明書の写しを提供しなければならない。

⑵　⑴に基づいて請求された証明書の写しを提供しなかった者は、合衆国に対し、1万ドルを超えない民事罰を科される。

⑶　カナダに輸出される商品が第202条に基づく原産地規則を満たす旨の虚偽の証明をする者は、合衆国に対し、場合により、詐欺、重大な過失又は過失による592年関税法第条 (a) の違反に対して、1930年関税法(19U.S.C.第1592条)第592条に規定するのと同じ制裁金を科される。同法第592条 (a) に基づく違反に適用される同法第592条の手続及び規定は、当該虚偽の証明について適用する。

⒝　[1930年関税法第508条の改正規定。]

(米国・カナダ自由貿易協定が終了するまでの間のみ有効)

(19U.S.C.2112注記)